

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 7月13日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第20号の3（第32条の2関係） [略] 備考1 種類の欄には、施行規則別記様式第14の <u>備考3</u> と同様に記載すること。 2～4 [略]	様式第20号の3（第32条の2関係） [略] 備考1 種類の欄には、施行規則別記様式第14の <u>備考2</u> と同様に記載すること。 2～4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成22年7月17日から施行する。